

日本法理研究会への道

——思想犯保護と「法道一如」——

出口雄一

- 一 序
- 二 思想犯と「転向」
- 三 日本法理研究会への道
- 四 結びに代えて

一 序

一九四〇（昭和一五）年五月一九日、司法研究所指導官の佐野茂樹は東京中央放送局「専門家の為めの時間」において「日本法理の概念」と題して講演放送を行った。この時佐野は、思想検事としての活動に際して「思想と言ふものが如何に人を動かし使途を過たしめるか、又国家社会に及ぼす影響の甚大な事を知」つたとして、「左傾右傾の思想的動向が深刻を極むれば極むる程、治安の維持の上から国家として之に対する根本的の思想対策を樹てる必要があり、之に基く法制機構の確立が大切であることを痛感」した旨を述べる¹。佐野のこのような

認識は、同年二月三日に同じ東京中央放送局において行った「日本の法律の新使命」において述べられた、以下のような「司法保護」の実践に裏打ちされたものであった。

日本の司法大権は、天皇の大御名によりまして実施せられ国家社会を防衛すると同時に、最後に之を犯さんとし、或は侵害した処の犯罪人をも、陛下の赤子として、同胞の一員として保護し、救済して、正しき臣民として社会に復帰せしむることを理想とするのであります。思想犯保護観察法、司法保護委員制度等は保護と防犯とを目標に銃後人的資源の更生確保の国策に準ずるもので、日本独特の法制であります。司法終局の目的は、国体の明徴と、治安国防の確立にあることを示して居ります。⁽²⁾

佐野のこの二つの講演は、同年一〇月一二日に法曹会館において発会式を行った日本法理研究会から公刊された『日本法理叢書』第三輯に、同日発会式に続けて行われた第一回講演会における東北帝国大学助教授の高柳眞三の「明治初年に於ける家族制度改革の一研究——妾の廃止」と題する講演と共に収められている。『日本法理叢書』に収められた日本法理研究会発足前の文章は、おそらく佐野のものだけである。⁽³⁾

佐野茂樹は、佐藤祥樹、岸本義廣、太田耐造と共に「塩野閥四天王」と評された思想検事であるが、日本法理研究会の会長であった塩野季彦の回顧には直接登場しない。これは第一義的にはおそらく、敗戦直後に佐野が千葉地方裁判所検事正在職のまま急逝したためと思われるが、佐野の名前は、阿部信行内閣の下で塩野の後任の司法大臣となった宮城長五郎が設立した日本固有法調査会設立と呼応して、「司法部内中堅判検事によつてその外郭運動とも見られる日本法学の建設運動が惹起された」ことを報じる同年一月一三日の新聞記事に、「固有法論者の一人」として以下のような主張を行う人物として登場している。

現行法規でこれまでの日本は我慢出来たらうが、今後の日本——東亜新秩序の建設に乗出してゐる日本としてはこれでは到底駄目である、今の中に日本法学を確立してかゝらねばならない、これはひとり法律学ばかりではなく教育学でも同じやうだが、現在区々となつてゐる各分科に対して指導原理を与へ、活を注入しなければ折角の学問も国民生活から遊離してしまふ、殊に精神文化科学においては然りで明治から現在に至る日本の法律は英国及び欧州大陸の旧秩序の法律であり、これを以て東亜新秩序の建設にいそしむことが出来るものではない、日本固有法が存するとか存しないと説をなすものがあるが日本固有法は形式上は体系的に成文法となつてゐないがその精神は国民生活の中に躍動してゐるから法律制度はすべてこゝに出發すべきであることは勿論である⁽⁶⁾

詳しくは後述するが、佐野が中心的な役割を果たして実施された二回の「法理懇談会」の間になされたこの報道において、「日本固有法調査会」の「外郭運動」として言及された「日本法学の建設運動」は、やがて日本法理研究会の発足へと繋がっていく。なお、この翌日の紙面において阿部内閣総辞職の報が伝えられ、宮城法相の辞任とともに日本固有法調査会の活動も頓挫することになる⁽⁷⁾。

日本法理研究会は、日本固有法調査会の頓挫を受けて塩野季彦が「自分一箇で研究会を創める決意をなした」ことにより設立された、とされる⁽⁸⁾。このこと自体は決して誤りではないが、同会の設置に至る経緯には、一九三〇年代において、治安維持法の運用の結果発生することになった「思想犯」をどのように処遇するか、より具体的に、彼ら／彼女らをいかに「転向」させるかという、同時代の思想検事達が負わされることになった困難な課題への対応という側面が存在していた。本稿はその経緯について、思想犯保護の展開と、その担い手の一人であった佐野茂樹の営為を軸とし、新たな史料を用いつつ跡づけることを試みたい⁽⁹⁾。

二 思想犯と「転向」

(一) 司法保護事業の展開と思想犯保護団体

日本法理研究会の綱領は、その第三として「法の道義性を審にして、日本法の本領を發揚し、以て法道一如の實を挙げんことを期す」ことを掲げる。⁽¹⁰⁾ この「法道一如」という言葉は、宮城長五郎が、日蓮の「仏法と国家とは一ツでなくてはならぬ」という意味を申し述べたための「法道一如」という言葉を元に、「法律と道徳とは決して二ツではない、一ツである」という意味の言葉として「工夫」したものであるという。⁽¹¹⁾ 一九三二(昭和七)年三月、自らが東京地方裁判所検事正として取り調べにあたった血盟団事件において、宮城は日蓮の信奉者であった井上日召に対して「法道一如」と一喝したことを述べ、「その時口から出た「法道一如」から法道一如と云ふ言葉が出て来た」と回顧する。⁽¹³⁾ なお、血盟団事件の取り調べには、佐野茂樹も参加していた。⁽¹⁴⁾

「法道一如」をめぐるこのような宮城の問題意識は、後年、「司法官としての営為においては解くことができなかつた」「法律と道徳とを峻別することから生ずる数々の疑問」が「保護事業を管掌するに至つて、よあかしてゐた者が、曙光に接したやうな思ひをした」と回顧しているように、司法保護事業に挺身する中で醸成されたものと考えられる。⁽¹⁵⁾ 少年法の制定過程において「寛嚴互存」に根ざしたものとして「司法保護」概念を析出するに至つた宮城は、⁽¹⁶⁾ 各地に設置されていた少年保護団体の指導連絡と連絡統一のために大日本少年保護協会を設立し、意に沿わぬ形で一九二六(大正一五)年三月に大審院検事に転出した後も、起訴猶予者・執行猶予者保護団体である帝国更新会を市ヶ谷刑務所教誨師の藤井恵照と共に同年一二月に設立するに至る。⁽¹⁷⁾

帝国更新会は、更に、思想犯保護団体の嚆矢としても位置づけられることになる。すなわち、一九二八(昭和三年)の三・一五事件、翌年の四・一六事件における治安維持法の適用により、同法に違反し被告人となつた者、

及び、公判を経て受刑者となった者を含む思想犯の処遇問題が認識されることになるが、一九三二（昭和六）年三月の司法次官通牒が、大審院検事局、内務・文部当局者と協議し「今後所謂目的遂行ノ為ニスル行為ノ被疑者ニ付テハ従来ヨリモ起訴ヲ緩クスベキコト意見ノ一致スル所」となった旨を述べていることに象徴されるように、この頃から思想犯に対する起訴猶予処分を媒介とする「転向」への誘導が行われ始める。⁽¹⁸⁾このような動きを受けて、帝国更新会は転向者である小林杜人を受け入れたことをきっかけに「思想部」を設置し、やがて宮城の私邸の提供を受けてこれを独立させた。⁽²⁰⁾次節において検討する思想犯の「教化」の方向性は、既にこの頃から採られていた司法省の政策の延長線上にある。⁽²¹⁾

さて、帝国更新会思想部に続いて各地に様々な思想犯保護団体が設立され、一九三五（昭和一〇）年九月には、四月に保護課長に就任した森山武市郎の下で、思想犯保護の「司法省を背景とする中央的保護施設」である財団法人昭徳会が設立されているが、この時期設立された思想犯保護団体のうち、本稿の問題関心と結びつく以下の三団体について、やや詳しく見ておきたい。

まず同年四月には、当時名古屋控訴院検事長であった塩野季彦の提唱による明徳会が名古屋において設立されている。⁽²⁴⁾塩野は、一九三〇（昭和五）年九月から名古屋控訴院に転じる一九三四（昭和九）年七月まで行刑局長を務め、精力的に行刑改革に取り組んでいるが、とりわけ、受刑者の「改悛ノ情」を審査の枠組みに捉えようとする仮釈放審査規程、及び、行刑累進処遇令は、当時の刑事法学において支持を拡大していた教育刑論の下で、思想犯の「教化」可能性が視野に入り始めた契機として重要な意味をもつ。⁽²⁶⁾明徳会の設立には、行刑局長として塩野自身が進めた改革の実践という位置づけを与えることが出来よう。⁽²⁷⁾なお、同会の会長は名古屋控訴院検事長の職にあるものが務める規定となっており、塩野が大審院次長検事に転じた後は宮城長五郎が務めている。⁽²⁸⁾

次に、思想犯の「教化」可能性の観点から着目すべきは、一九三五（昭和一〇）年一月に大阪で設立された同

友会、及び、同年一〇月に京都で設立された白光会である⁽²⁹⁾。これらはいずれも浄土真宗の関連団体が設立したもので、教団が行ってきた社会事業の枠組みに依拠しながらも、思想犯自らが宗教を学ぶことへの「自発」的な関心に基づいているという特色を持つ⁽³⁰⁾。一九三〇年代前半には、思想犯保護について教誨と社会事業のどちらに重点を置いて取り扱うかの路線対立があったが、やがて社会事業としての位置付けが優勢を占めるようになる⁽³¹⁾。塩野行刑局長の下では、特に法令上の根拠のないままに真宗集団により独占されていた刑務教誨を他の仏教宗派や他の宗教、更には一般の教育家などに解放することでより効果的な教誨を実現させるべき、との意見が見られたが、これに対して既存の教誨師たちは教化の方法論についての研究会をもつ等の動きを見せ、真宗集団による教誨の有用性を明らかにすることに務めた⁽³²⁾。そして周知のように、一九三三(昭和八)年六月に佐野学・鍋山貞親の転向の声明が公表されたことをきっかけに大量転向が発生し⁽³³⁾、思想犯保護をめぐる動きは、元転向者による転向推進を含む新たな段階に入ることになる⁽³⁴⁾。同友会・白光会における真宗集団の下での転向経験者ネットワークの形成は、このような前提があつて始めて成立するものであつた⁽³⁵⁾。

もう一つ、一九三四(昭和九)年二月に設立された日本文化協会についても触れておきたい⁽³⁶⁾。文部省が推進する「思想対策」の一環としての性格を持つ同会は、文部省学生部の伊東延吉と内務省・司法省関係者が各種委員会等で協調的対応をとる必要性を認識したことを背景としている⁽³⁷⁾。同会は一九三五(昭和一〇)年一月に「思想部」を設置し、文部省教学局教学官や国民精神文化研究所研究生指導科主任が思想事件関係者の復学・復職相談に乗る他、小学校教員に対する「日本精神講習会」や「思想転向者座談会」などを行っている⁽³⁸⁾。思想犯保護は、文部省が進めようとしていた「国体明徴政策」とも交錯するものであつたのである⁽³⁹⁾。

(二) 思想犯保護觀察法の成立

ここまで見てきた思想犯保護の展開は、この時期数次にわたって試みられながら成立に至らなかつた治安維持法改正の動きを背景としている。⁽⁴⁰⁾一九三三(昭和八)年四月頃から立案作業が開始され、翌年二月に確定した政府案においては、治安維持法の罪を犯した者のうち執行猶予者又は起訴猶予者に対しては保護觀察を行い「本人ノ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止シ且本人ヲシテ正業ニ従事セシムル事に留意」すること、及び、国体変革の罪を犯したもののうち刑の執行を終了して釈放されるべき場合で釈放後にこれらの「罪ヲ犯スノ虞顯著ナルトキ」については予防拘禁を行い、「改悛セシムル為必要ナル処置」を為すことを規定した。⁽⁴¹⁾しかし、後者の予防拘禁についての反対意見が強く、貴族院において関係条文を削除する修正案が出され、結局審議未了となる。そこで政府は、一九三五(昭和一〇)年に予防拘禁を削除した法案を提出するが、ここでは保護觀察の対象が「本法ノ罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者其ノ執行ヲ終リ又ハ仮出獄ヲ許サレタル場合」に拡張されている。⁽⁴²⁾この段階で、保護觀察制度の中に「非転向者」を対象とする「予防拘禁」的な要素が入り込むこととなつたのである。⁽⁴³⁾

同年に勃発した天皇機関説事件と国体明徴運動が惹起した思想的混乱により同法案は未成立に終わったが、司法省においては大臣官房保護課が主管となつて同法案の保護觀察の部分で踏襲しつつ、保護課長森山武市郎が主導する形で思想犯保護觀察法が立案され、一九三六(昭和一一)年五月に成立を見る。⁽⁴⁴⁾森山自身は、治安維持法の「威嚇弾圧」的な色彩から意識的に距離をとり「保護指導」を重視して同法を起草した旨を強調するが、⁽⁴⁵⁾「本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル為其ノ思想及行動ヲ觀察スル」(第二条) 保護觀察においては、「本人ノ思想転向ヲ促進シ又ハ之ヲ確保スル為其ノ思想ノ指導及生活ノ確立ニ付適當ナル処置ヲ為ス」べきことが想定されていた(同法施行令第一条)。

しかしそもそも、保護觀察を行うか否かを分ける「更ニ罪ヲ犯スノ危険」なるものをどう判定するのか。森山

は、思想犯の受けた処分が執行猶予及び仮出獄の場合、その期間内は当然に保護観察に付すこととなる一方で、起訴猶予者及び満期出獄者（執行猶予・仮出獄期間満了者も含む）については「思想犯人の心境変化」——すなわち「転向」——を基準に、非転向者・準転向者についても悉く保護観察の対象とすべきであるとする。その上で、一応保護観察の対象から外れる転向者についても「社会情勢より不良なる影響を蒙ることのないように」注意し、生活の安定と併せて「世帯を訓練すると共に家族制度の美風を体得せしむること」に努める必要があり、これらの点に欠けるところがある場合は「保護観察に附し、その転向を確保すべき必要がある」と述べるのである。⁽⁴⁶⁾ 後述するように、一九四一（昭和一六）年の治安維持法改正により導入を見た予防拘禁は、治安維持法違反の罪を「犯スノ虞アルコト顯著ナルトキ」とその条件を規定するが、その判定要素は「特定思想を——どの程度においてか——なお保持しているかどうか以外にはなかった」のであり、そうである以上は、建前としては結社行為を対象としていた治安維持法は、「思想そのものを裁判することを国家（法律）が命じたことを意味」するものへと変容を遂げた⁽⁴⁷⁾とされる。そうであるならば、改正された治安維持法の下でのこのような「思想裁判」の枠組みは、「思想そのもの」を基準として保護観察の要否を判定し、保護観察下におかれた者に「思想転向」を促す思想犯保護観察法において、既に先鞭がつけられていたのである。

それでは、思想犯の「心境変化」、すなわち転向の有無はどのように定式化可能なのか。司法省行刑局においては、上述の佐野・鍋山の転向表明を受けた転向の大量発生を踏まえて、一九三三（昭和八）年一二月の行刑局長通牒において、治安維持法の受刑者について以下のような「改悛ノ状態分類」に基づく報告を求めていた。

（一）転向者（転向者トハ国体変革ハ素ヨリ現存社会制度ヲ非合法手段ヲ以テ変革セントスル革命思想ヲ抛棄シタル者ヲ謂フ）

い、革命思想ヲ抛棄シ一切ノ社会運動ヨリ離脱センコトヲ誓ヒタル者
ろ、革命思想ヲ抛棄シ将来合法的社会運動ニ進出セントスル者
は、革命思想ヲ抛棄シタルモ合法的社会運動ニ対スル態度ハ未定ノ者

(二) 準転向者

に、懐抱スル革命思想ニ動揺ヲ来シ将来之ヲ抛棄スル見込アル者

ほ、革命思想ハ抛棄セサルモ将来一切ノ社会運動ヨリ離脱センコトヲ誓ヒタル者

(三) 非転向者

更に同通牒は、「転向（準転向ヲ含ム）ノ動機分類」として、「信仰上」「近親愛其ノ他家庭関係」「共産主義理論ノ精算」「国民的自覚」「性格健康等身上関係」「拘禁ニ因ル後悔」「其ノ他」の七点を挙げるよう指示する。⁽⁴⁹⁾しかし、思想犯保護観察法の制定及び運用に至る過程において、「革命思想」を抛棄した後にどんな「思想」が獲得されるべきかをも含む形で「転向」概念が語られるようになる⁽⁵⁰⁾。「国民的自覚」には「日本の思想行動の醇化と明徴」が充填されることになる。⁽⁵¹⁾森山が一九三七（昭和一二）年の段階で「思想転向の発展過程」として想定する五段階のうち、保護観察からの除外を許すことを可能とする第四・第五段階は以下のような内容である。

(四) 第四段階

この段階は「完全に日本精神を理解せりと認めらるるに至りたる者」であります。すなはち、平凡なる日本人に復帰し堅実なる社会生活に入らんとするものであります。

(五) 第五段階

この段階は「日本精神を体得して実践躬行の域に到達せる者」であります。すなわち、以上の各段階を経て現在既に非常時日本の真意義を体得して将来国運の伸暢発展に寄与し、以て新日本建設に役立ちその礎石たらんとする強き自覚の上に立つに至りたるものであります。⁽⁵²⁾

一九三五（昭和一〇）年に帝国議會に提出された治安維持法案自体を審議未了に追い込むことになった、国体明徴・機関説排撃運動から第二次大本教事件へと至る「国体論の氾濫」の時代において、⁽⁵³⁾「転向」基準への「日本精神」の附加はそれほど驚くべき変化とは言えない。しかしそれでは、思想犯が「転向」を遂げたことを判断するための「日本精神」とはどのようなものなのか——この問いは、革命思想の抛棄を超えた「転向」を保護観察の対象者に強いなければならない思想検事たちにとつて、単なる概念定義を超えた切実な問いであった。司法省司法研究第二部第一一回会同において、一九三六（昭和一一）年七月から九月にかけて三ヶ月間「思想犯の保護に就いて」を研究題目とした名古屋区裁判所思想検事の長部謹吾は、現代哲学・宗教等より見たる日本精神（確信的日本精神論・理論的日本精神論・実践的日本精神論）、現代一般知識階級の日本精神、右翼思想抱懷者の日本精神、左翼思想犯の把握せる日本精神についての「現代の凡ゆる方面における日本精神を調査した」上で「此れを科学的、理論的に定義する事は出来ない」として、以下のように述べる。

日本精神は観念的なものでは決してない。飽く迄実践的なものである。日本精神を把握せんとする者は文字や言葉で之を求めてはならない。自ら反省と包容を実践に移して日常の生活体験に於て之を為す可きものである。日本人は皆此日本精神を元来保持して居るのである。反省と包容を実践に移す事により、日本人は誰でも日本精神を体得し得るのである。⁽⁵⁴⁾

思想犯保護観察法の目的として、森山武市郎は「思想の完成と生活の確立」を強調し、前者に対応する本人の薫育指導と、後者に対応する本人と家庭との連絡、職業の輔導・職業紹介・就学及び復学の配慮といった施策を並行して行うことにより「ひとしく陛下の赤子として立派な日本人として完成させ、健全な社会人となす事によつて、再び邪道に陥ることないようにする」と述べる⁽⁵⁵⁾。しかし、「生活の確立」の具体性に比すと、「思想の完成」について「要は本人の国民的自覚を促し、之をして眞の日本人に還元せしむることを要諦とするのであります。その為には本人をして万邦無比なる我が国体の精華を味得せしめ、社会制度に関する妥当なる認識を得しめねばなりません」と述べる森山の方法論が抽象論に傾斜する感は否めない⁽⁵⁶⁾。森山が、少年に対する保護観察を前身とする思想犯保護観察を、「司法保護事業」に包摂される社会政策的な枠組みで捉え、かつ、家秩序的な「国体論」をその拠り所としていたとしても、思想犯に革命思想（マルクス主義）を抛棄させ、「日本精神」を理解し体得して「実践躬行」へと至らしめるためには、その「内面」へとアプローチする、「生活の確立」と同程度の、より具体的な方法論が必要とされたのではなかったか。

さて、一九三〇年代前半の行刑において、思想犯の内面へとアプローチする手法を蓄積していたのは、上述のように教誨師たちであった。彼らは、その担い手が真宗集団に独占されることも含めて、自らが持つ思想犯の「教化」における有用性を、現場、すなわち刑務所における実践を通じて立証することに務めたが、その特質は、宗教書の看読と転向手記の執筆を統制することによつて、獄中にある思想犯の「内面」を掌握する点にあった⁽⁵⁸⁾。しかし、思想犯の教化について「共産党より合法的思想に左傾より反動に転向せしむる横的転向」では不徹底であり、「堅に相対界を突破して絶対の世界に覚醒せしめざるべからず」と主張するに至つていた教誨師たちの立場⁽⁵⁹⁾は、思想検事としても知られる司法書記官の池田克によつて、「信仰生活への導入」を教化の目標とすること

は「超過目標ではあるまいか」との批判を受ける。⁽⁶⁰⁾

前述したように、司法省においては一九三〇年代初頭から思想犯を「転向」に導く方向での政策が採られていたが、そもそも思想犯のような「確信犯」に対して「教化」が可能かどうか、という問題は、刑事法学界において学問的な論争を惹起していた。⁽⁶¹⁾しかし、実際に思想犯が「転向」を果たしていくという結果により、特に行刑関係者は「実証」によりこの論争は乗り越えられたと理解されることになった。⁽⁶²⁾東京控訴院検事（元司法省行刑局書記官）正木亮は「わが司法当局は敢然として確信犯に対する教育教化の可能性を是認するところの立法に成功した」のであり、「従来刑事学界に於て教育刑の暗礁であるとさへされて居たこの教化不能の概念が思想犯を中心とする司法当局の立法によつて何なく打破されたことに吾人は痛快を叫ぶのである」とすら述べている。⁽⁶³⁾

しかし、当時の刑事法学界が教育刑論、すなわち新派刑法学一辺倒だったわけではない。「確信犯」論争は、主として瀧川幸辰と牧野英一の間で行われたが、牧野の弟子でありながら旧派刑法学の立場をとる東京帝国大学法学部教授小野清一郎もまた、「確信犯人の教育といふ如き、それが全然不可能でないまでも、根本的に異なるイデオロギーをもち、しかも相当に高い精神力を有する者に対し刑務官吏は如何に働きかけることが出来るか。此は少くとも一般刑務官吏による教育可能の範囲を脱するものとなること明かである」と主張している。⁽⁶⁴⁾この主張の延長線上に、小野は思想犯保護観察法について以下のように批判を加えるのである。

思想犯の如き主義と理論と、加ふるに確信とを以て国家組織に対する抗争を敢てせんとする思想犯、確信犯人については、窃盗や詐欺の犯人とは全く異なる取扱を必要とするであろう。何よりも其の行刑に於て根本的に其の主義なり理論なりを再検討せしめ、その誤れる確信的態度を抛棄させることを必要とする。謂ゆる「転向」を要求するのである。これは単なる威嚇的行刑の能くするところではないと同時に、「働くことによつて能率を發揮せしめる」といふやうな謂

ゆる教育刑論はもと窃盗や詐欺の犯人を当面の対象とする刑事政策なのであるから、直接これを思想犯に適用することの出来ないのは寧ろ当然のことである。より精神的な、理論的であると同時に体験的な基礎をもつた教育乃至教化を必要とする。即ち「教誨」を必要とする。さうして幸にも我が行刑は此の点について相当の考慮を払つてゐるのであり、教誨師の努力は思想犯の転向に対して可成りの貢献をしてゐるのである。／勿論私は教誨の万能を主張するものではない。否一般に行刑といふものの教育的効果に対して甚しく懐疑的な一人である。能ふべくんば監獄に収容することなくして転向せしむべきである。已むを得ずして刑の執行をなすも、誰か其の刑期内に於て必ず転向を為さしめ得ることを期待しよう。又一旦転向したと思はれる者でも、出獄後に於ける生活環境の如何によつては再び思想犯への途を辿ること無きを保しがたいのである。この心配こそは当局をして思想犯保護観察法による特殊の保護観察制度を創設せしめた所以であらう。⁽⁶⁵⁾

小野は「労働本位の教育刑論にも正しい確信がある」としながら「更にすすんで心身一如の全体観に基く行刑上の教化を考へたい」と述べるが、この志向は、⁽³⁶⁾ 教誨師たちが知的情報統制によつて思想犯の「内面」を掌握することを可能ならしめていた刑務所という場を用いずに、保護観察を通じて思想犯を「転向」に導くことを期待されていた思想検事たちにも共有されていたのではなかったか——その先に見据えられるのは、思想犯保護観察法が「転向」を確実ならしめる基準として設定した「日本的思想行動の醇化と明徴」そのものを歴史的・思想的営為に基づいて充填することを可能とするもの、すなわち、「日本法理」の探究への道であつた。

三 日本法理研究会への道

(一) 湘風会と司法研究所

思想犯保護観察法の施行は一九三六(昭和一一)年一月にずれ込んだが、これは、同法の実施のために必要な保護観察所の整備に時間を要したためである。全国二二箇所⁽⁶⁵⁾に設置された保護観察所の長は思想検事経験者が務めることとなり、大審院検事平田勲が現職のまま東京保護観察所長を兼ねた他、大阪・名古屋・広島・札幌保護観察所長は思想検事から選任され、他の保護観察所長は地方裁判所の思想検事が兼務した。⁽⁶⁷⁾一九三七(昭和一二)年三月二九日付で東京区裁判所検事兼東京刑事地方裁判所検事から横浜区裁判所検事兼横浜地方裁判所検事に転じ、四月五日に保護観察所輔導官兼任となった佐野茂樹⁽⁶⁸⁾は、同日付でそれまで代理が置かれていた横浜保護観察所の初代所長に就任しているが、翌年五月に開催された第三回保護観察所長会において以下のような所感を述べている。

今日、日本精神の研究であるとか、或いは先程札幌所長の仰せられたやうに国体を明徴にしなければいかぬ、八紘一宇の本当の精神を理解せしめなければいかぬと云ふやうなことは皆様が御説きになり、又斯くの如き目的の下に国民精神総動員運動と云ふものが、累次強調せられて居るのであります。果して簡単な一言を以て率直に簡明に其の内容を諒解せしむるやうに表現し得る人が今日居るかどうかと云ふことを思ひまする時に、私共は実に再び望洋の嘆に打たれるのでございます。⁽⁷⁰⁾

前章で述べたように、一九三五(昭和一〇)年には思想犯保護に関する中央組織として財団法人昭徳会が設置

されていたが、思想犯保護観察法の施行に併せて各地の保護観察所所在地に昭徳会支部の設置が計画され、全国二二箇所が設置されるに至った。また、帝国更新会思想部を嚆矢として各地に設置されていた思想犯保護団体も増加していき、一九三九（昭和一四）年末には総数一五六団体（うち思想犯専門二六）を数えている。⁽⁷¹⁾ 佐野が示したような保護観察所の運営者たちの戸惑いは、これらの保護団体にも共有されていたものと思われ、同年五月に実施された全日本司法保護事業大会においては、思想犯保護に関する協議事項のうち「思想犯二対スル指導方法ニ関スル件」については「直二具体的方法ヲ決定スルコト」は困難であるとして、転向者自身の主体性か、転向者と保護担当者の信頼関係に依存せざるを得ない状況であった。⁽⁷²⁾ 以下に取り上げる、横浜保護観察所長として佐野茂樹が理事を務めていた思想犯保護団体である湘風会の歩みにおいても、その戸惑いの痕跡が刻まれている。⁽⁷³⁾

湘風会は、一九三八（昭和一三）年四月二十九日に「天長節ノ佳日ヲトシ発会式ヲ挙行」して設立された。⁽⁷⁴⁾ 設立時の会長は横浜地方裁判所検事正の秋山勇、七月には秋山が行刑局長に異動したため、大審院検事から横浜地方裁判所検事正に転じた西村卯が会長となり、⁽⁷⁵⁾ その下で十一月には横浜貿易新報社の社屋を購入の上改装して「司法部社会事業たる思想犯保護指導の牙城」とした。⁽⁷⁶⁾

湘風会の名は、林房雄が著した「転向に就いて」が同会の機関誌『湘風』に連載され、⁽⁷⁷⁾ 後に同会からパンフレットとして発行されたことにより知られている。⁽⁷⁸⁾ 同書には、湘風会会長の西村卯、佐野の後任として横浜保護観察所長を務めた遊田多聞の他、司法省保護局長森山武市郎が「古い左翼の思想又は運動から方向転換すること」のような程度の「所謂転向者を作り出すことにあつたのではなく、実は此のやうな転向者を眞底から忠良なる日本国民と化することにあつた」との序文を寄せており、⁽⁷⁹⁾ 転向者に執筆させた手記を流通させることで転向者を拡大していくという刑務所内部において確立した手法が、「転向」の意味変容を受けた上で保護観察においても活用されていたことを示す実例となっている。

湘風会のような思想犯保護団体は、このような転向手記を含めた出版活動の他、講演会や座談会等の活動を通じて「思想の完成と生活の確立」を実現しようとしたが、横浜保護観察所管内における「集団輔導」の実績の中には、二八五名が参加した「湘風会発会式」に加え、三〇〇名が参加して「湘風法話会」が開催された事が記録されている⁽⁸⁰⁾。その成果を収めた『精神立国高僧法話』に序文を寄せた湘風会会長の西村卯は、同会を思想の醇化・生活の純化・生命の淳化を綱領として「思想国防、精神立国を標榜」する「思想団体でもある」とし、以下のように述べる。

我等は此使命の上に立ち此重大事局に際し思想問題に処するに根本的なる宗教運動の必要を痛感したるや久しかつたが、幸にして湘風会の基地たる神奈川県下は鎌倉時代以来宗教的に独特の地歩を占め多数の各宗、本山準本山を有し其人に事欠かざるを以て是れ等の方々に宗教報国、精神運動の義を計りたる所絶大の賛成を得たる以て曩に湘風法話会を組織した事は世間周知の事実であり而して今次、茲に其の運動の一端として各宗より一文を得是れを纏めて本書を發刊するに至つた次第である⁽⁸¹⁾。

佐野茂樹が同書に寄せた跋文によると、「日本精神は信仰である」といふ見地の下に「精神立国の大旗を打建てて」結成された同会の「開催の主旨は国民精神総動員の指導方針確立に資するにあつた」⁽⁸²⁾が、同会には刑務教誨を独占していた浄土真宗に限らず、曹洞宗・時宗・日蓮宗・臨濟宗等多彩な仏教宗派が参加していることが興味を引く他、⁽⁸³⁾本稿の問題感心からは、同書に司法大臣宮城長五郎が「法道一如」の題字と共に序文を寄せていることも注目されよう。

さて、「湘風法話会」が結成されたのは一九三八（昭和一三）年十二月のことであるが、後に日本法理研究会

の幹事となる林徹によると、佐野茂樹が林を連れて「司法研究所で俺達の説を取り上げて研究させよう」と司法大臣であった塩野季彦に「直訴」したのはこの頃のものである。⁽⁸⁴⁾ 同年七月、「司法制度の刷新」を企図して設けられた司法制度調査委員会は、諮問第一号として「司法部職員の素質を益々向上せしむるに付考慮すべき事項如何」を協議し、「凡そ国体を明徴にし司法の根本精神を把握し任務の重大を自覚し責任を尊重することを以て司法官修養の指導精神とすること」を掲げた答申がまとまった。この答申の第四には「判検事任官後一定期間中央に招致し更に研鑽せしむること」と共に「そのために適当な研究機関を置くこと」が含まれており、同年一月七日に「司法研究所設置案要綱」が決定され、翌一九三九（昭和一四）年七月に司法研究所が開設されたのである。⁽⁸⁵⁾

司法研究所は刑務協会の建物に置かれ、司法次官岩村通世が兼任する所長の下に、岩松三郎・田中治彦（民事）、垂水克己・小泉英一（刑事）、佐藤祥樹・佐野茂樹（検察）の六名の指導官と、事務官として林徹が配属された。⁽⁸⁶⁾ 司法研究所には、司法官試補を対象とする第一部、在官四年以上の判検事を対象とする第二部、在官八年以上の判検事又は高等官四等以上の者から特に選抜された者を対象とする第三部が置かれたが、後述のようにこの第三部のうち佐藤と佐野が指導官を務める検察関係者たちが、佐野と林が構想した「研究」の担い手となることが想定されていたものと思われる。⁽⁸⁷⁾

さて、同年八月に平沼騏一郎内閣が総辞職し、阿部信行内閣の下で塩野の後任として宮城長五郎が司法大臣となった。その任期中において特筆すべき実績は、裁判所構成法施行五〇年を記念して十一月一日に行われた中央法衙への天皇の行幸である。⁽⁸⁸⁾ 宮城はこの行幸に際しての勅語に接し、「従来司法の運用に対し往々にして一部より兎角の批判のあつたこと」の要因を「元來欧米の法律制度は個人主義自由主義の基調の上に立つものであつて、斯る法律制度を金科玉条と考へるが如きは我国本来の健全なる思想に反すること甚だしきもの」であつたことに

求め、そのために司法省において日本固有法調査会を設け「肇国以来一貫せる日本固有の法理を調査審議」する決意を述べている。⁽⁸⁹⁾ 塩野を会長として日本固有法調査会が設置されたのは、一月二三日であった。⁽⁹⁰⁾

(二) 日本法理研究会の発足

一九三九(昭和一四)年二月一九日、法曹会館において湘風会が主催する「法理懇談会」が開催された。⁽⁹¹⁾ 湘風会理事として挨拶にたった司法研究所指導官の佐野茂樹は、湘風会の事業の説明と併せて「思想界の醇化」を課題とし「国民精神の確立」が問題となった経緯を述べ、また、司法研究所において「裁判の本質は何んであるか、檢察の本質は何んであるかといふ根本的な研究」がなされた結果「日本の司法といふものにつきまして基礎的な考察研究の必要を痛感した」との経緯にも言及した後、懇談会の趣旨を以下のように説明する。

司法省におきまして日本固有法の調査会といふものが設置されまして、司法省調査部が主となつてその仕事を進めてゐるのであります。⁽⁹²⁾ こゝでは単に固有法といふ問題に踟躇されてゐるのではありませんので、日本に於ける基礎的な法学を体系づけてそれを確立することが望ましいことであるといふようなことも含まれて居りますが、それよりも寧ろ御勅語の趣旨を奉体いたしまして司法の健全な運営をいたしたいといふ意味もありまして、更にまた司法保護事業に携つてゐて日本学研究所を設立せんとしてゐる湘風会に於きまして是非各位の御意見を拝聴いたしたいといふ趣旨に外ならないのでありますので、この懇談会を始めます劈頭に於て御挨拶申し上げます。

その後、出席者から入れ代わり立ち代わり多様な観点からの発言がなされたが、この座談要旨には、以下の内容を含む「付記」がある。この記述に従うならば、湘風会が設定した懇談会の場が、日本文化協会と大倉精神文

化研究所の媒介を経て、司法研究所に日本法理研究会が置かれるという結果を導いたことになる。

当夜出席せられたる松谷元三氏（日本文化協会常務理事）、大倉邦彦氏（東洋大学学長・大倉精神文化研究所長）等より、此種の懇談会の継続開催の希望と共に何等かの形式を以って之を組織化して聖旨の徹底を図られ度き旨の御提案あり、満場一致にて賛同を得るに至り、聖旨を奉戴して日本法理の研究、意見の交換、座談会、出版等を継続し、法律実務家と専門学者篤志研究家等の緊密なる協力提携を計り、斯業の發達大成に資し度き旨の申合が出来、出席者何れも即座に其發起人たることを快諾せられ、一つの組織——研究会の如きもの——を持つこととなりましたので、司法省日本固有法調査委員長塩野季彦氏を其發起人代表、従つて結成せられたる場合の会長に推薦することを議決致しました。⁹³此偶然なる意思の合致——申合に基きまして、其後氣運も熟して参り、「日本法理研究会」が司法研究所内に事務所を置いて誕生致すこととなりました。

年が明け、阿部信行内閣総辞職と米内光政内閣成立という変動を挟んで、日本文化協会が主催し、司法研究所第三部第一期檢察關係研究員を招待する形で、一九四〇（昭和一五）年二月二三日に「法理懇談会」が法曹会館において持たれた。⁹⁴この会では司法研究所指導官の佐野は司会に回り、やはり多様な観点からの発言が交わされたが、同じ司法研究所指導官である佐藤祥樹は、「修養研究の根本精神は唯人が考へるやうな司法技術の問題だけでなく、最後は司法精神と云ふやうなものの体得、而も其の司法精神の体得と云ふことは更に遡つて国体の明徴と云ふやうなことになるのであります、其の最後の国体の明徴とか、或は司法の本質、或は使命の把握と云ふことになりますと、是は結局何処の司法の本質、何処の司法の使命かと云ふことになるのであります」と会を締めくくっている。

さて、塩野季彦は、日本法理研究会の準備は同年四月から着手したと回顧しているが、四月二〇日付の「日本法理研究会に就いて」と題した文書が残されており、上述した二回の「法理懇談会」を踏まえて、この頃から準備が本格化したものと思われる。この文書はかなりの長文であるが、この段階での日本法理研究会の性格は、例えば以下のような文章に示されよう。

日本民族の文化的實力を發揮し民族的確信を具現化すべき、日本法理、日本基礎法学の確立こそは東亜新秩序建設の根幹であり礎石である。日本民族と日本国民に課せられたる世界史的使命の最大なるもの、一つである。／国体明徴の法学的分野に於ける思想体系の樹立は、日本法学に於ける法的思想体系の整備調律と相俟ち刻下の急務たる思想国防の完成、軍後治安国防の充実に對しても、国家百年の大計たるべく、日本法理の確立は即ち、又此方面への捨身奉公ともなるべきものであつて、日本法理の確立は更に滿支を連体としての東亞共同生命體組織の基礎たる東洋思想体系の構成を導き出し遂には東洋法理の大系を樹立し真に名実ともに東洋の開放が具現せらるべき基礎となるのである。⁹⁶

五月二九日付の「日本法理研究会要綱」も「聖旨を奉戴し、国体の本義に則り、国民の思想、感情及び生活の基調を討ね、其の根本理法を闡明して日本法理を確立し、以て日本法学の發達と司法の運用に資し、延いて東洋法理の大成に貢獻するにあり」と会の目的について述べており、先に掲げた同会第三綱領にある「法の道義性」や「法道一如」の追求という側面は、「東洋法理」の強調に比べるとやや後景に引いているように思われる。⁹⁸ なお、同会の事務所は司法研究所と同じ刑務協會に置かれる予定であったが、七月一日には法曹會館内に事務局が置かれ、日本法理研究会は一〇月に発会を見ることになる。⁹⁹

四 結びに代えて

一九四〇（昭和一五）年一月二〇日、日本法理研究会第三部会における東京控訴院判事安平政吉の報告「道義と刑事法」に続けて行われた座談会において、佐野茂樹は以下のように発言している。

思想と云ふものは行為に現れなければならぬ。転向ならば転向と云ふ事實は其の人の行為に依つて表現される。而も行為は個々の行為でなくて生活と云ふものを通じて実践されなければならぬ。之を指導し面倒を見てやる。所謂保護観察、詰り国家が責任を取つて本人の自責と云ふことを刑罰権の執行に依らずして之を導いて行くと云ふ所に一つの重点があるのですが、是が他の犯罪に於ても当然さうなければならぬ。そこで国家が個人に対して、只今縷々お説きになつたやうな非常に高度の道義、究極的な道義を詰り実践せしむると云ふからには、国家として矢張り其の点に於て対個人の關係に於て、如何なる倫理と云ふものを実践するかと云ふ問題、之を續いて研究して戴きたいと思ふのです。

日本法理研究会第三部会では、一九四一（昭和一六）年二月から六月までの期間に、大審院判事久禮田益喜、東京刑事地方裁判所検事正池田克及び安平が主として起草にあたり、小野清一郎及び明治大学教授鶴澤聰明ら「在京司法官、学者等多数」の検討を経て「日本刑事法理要綱」が完成を見ている。⁽¹⁰⁾ この要綱においては、司法保護事業に關しても「一君万民同胞一如の日本道義に基き、皇道の顯揚に貢献することをもつて其の使命とし、保護する者は保護せられる者に家族の精神をもつて臨み、之を輔導教化して臣民の本分を恪守せしめ、臣道実践の誠を盡さしむることを本旨としなければならぬ」との形で、思想犯保護と「法道一如」の關係が示されるが、既に前年九月に司法研究所指導官から東京控訴院検事に転じ、⁽¹⁰⁾ 北京に駐在していた佐野は、この要綱の検討には

加わっていない可能性が高い。

さて、同年三月に公布された治安維持法改正法により、同年五月に予防拘禁が導入されると、これまで運用されてきた保護観察制度と本法との関係が議論の対象となる。五月一九日から二二日まで開催された少年審判所長・保護観察所長・矯正院長会同において、東京保護観察所長谷川瀏がはからずも「思想犯保護観察の対象にも亦今回の予防拘禁制度の対象の者が明かに含まれて居つて、さうして我々は覚束ないながらも之を包含し之をも対象として今日まで仕事を続けてきた」が、「今日の客観情勢及び保護観察制度の持つて居る所の機構能力からはどうしても之を対象として取り扱ふことが事実上困難になつて」来たと述べるように、⁽¹⁰⁶⁾ 思想犯保護観察法の下で非転向の思想犯に「日本の思想行動の醇化と明徴」を基準とする転向を強いるための方法論の確立は困難を極めた。⁽¹⁰⁷⁾ しかし、予防拘禁が導入され、転向者はもとより準転向者であつても「潜在スル詭激思想ニ基キ反戦反軍的行動其ノ他治安ニ有害ナル行動ニ出ヅル虞顯著ナルモノ尠カラザルベキ」であるため予防拘禁の対象となり得るとされると、⁽¹⁰⁸⁾ 保護観察の任務は「日常生活裡ニ臣民道ヲ躬行」するに至つて居る転向者の「鍊成」へと限局される。⁽¹⁰⁹⁾ 日本法理研究会結成に至る道の一部を形作つた、思想犯保護観察制度の運用過程における「日本の思想行動の醇化と明徴」の究明という前提条件は、ここに失われたのである。⁽¹¹⁰⁾ なお、司法研究所の活動もその後規模を縮小し、戦後の司法研修所へと引き継がれることになる。⁽¹¹¹⁾

日本法理研究会が綱領に掲げた「法道一如」がどのような内実を持つていたのかは今後一層の検討を必要とする。それでは、会長の塩野季彦に先立つてこの言葉を「工夫」し、「法律と道徳は不二」であり「神の子を臣民とする我が日本では法道一如である。法道一元である」ことの文献を得ようとして日本固有法調査会を立ち上げた宮城長五郎はどのように把えていたのであるか。⁽¹¹²⁾ 以下に、思想犯保護観察法の施行にあたって宮城が記した文章を掲出しよう。

刑の執行を終はりたる者を、全部保護するとせば、非転向者をも保護することになるのであるが、非転向者は忠良なる臣民ではない。悪人である。猶予者、仮出獄者の如きは悔悟して善人となつた者であるから、これを保護するのは、善人を保護することになるので、国民もよく理解し、これに援助を吝むこともあるまい。しかし、悪人までをも保護するのであると云ふたら、国民は決して承服しまい。この承服しないと云ふ国民の感情が、善人保護の方面に悪しき影響を及ぼすことになつたらそれこそ保護事業上由々敷問題となるのである。⁽¹⁶⁾

宮城は「出獄した非転向」については保安処分が最も適切な道であるとしつつ、「その法律なき今日に於ては、それもならず、止むなく、警察官が、保護事業家と密接な連繫を保つて、尾行その他特別な観察をなし、生活を安定せしめて再犯を防止するより治安維持上最善の道はあるまい」と述べる。⁽¹⁴⁾ 明治天皇御製「国のためあたなす仇はくたくとも／いつくしむべき事な忘れそ」を盛んに引きつつ、「一度罪を犯して前科者となるや、これを冷眼視する者があるが、これは日本精神に反している」と述べる宮城の主張は、「犯罪人は国家の治安を乱すので体内の敵であります。殊に思想犯は体内の敵として最も憎むべきものであります」という厳然とした態度と表裏一体であつた。⁽¹⁵⁾ 塩野の思想に本格的に立ち入る紙幅はもはやないが、少なくともその当初においては「学問的」に日本法理を検討していた塩野と、司法保護事業の「実践」を通じて問題意識を抱くに至つた宮城の「法道一如」は、おそらく同じ内容のものではない。⁽¹⁶⁾

宮城の著書『法律善と法律悪』に「法道一如」の題字を寄せ、その顕彰碑の撰文にも「帝都檢察の重任を担うや法道一如の信念を以て幾多の重大事件を処理」した旨を記した塩野は、⁽¹⁷⁾ 司法大臣を退いた後「法の根本理論を改革したい」と考えて宮城を説き、宮城もこれに共鳴した旨を述べた後で、「余の考えと少し異なるけれども」と

断った上で、日本固有法調査会の設立と委員長就任、及び、その挫折の顛末を回顧している⁽¹¹⁸⁾。総力戦という特殊な権力関係の下で「日本法理」や「固用法」について検討を進めるにあたっては、複雑に入り組んだ言説空間により構成された「国体論の迷宮」に絡み取られないために⁽¹¹⁹⁾、同時代において残されたテキストの微細な差異に着目しながら史料を読み解き、そのあり方を思想と規範のレベルにて解釈を施すという地道で慎重な営為が求められよう。本稿はその試みの一つにすぎない。

※本稿は、JSPS 科研費M03KE23007・M03KE23054 による研究成果の一部である。

(1) 佐野茂樹「日本法理の概念」日本法理研究会編『明治初年に於ける家族制度改革の一研究——妾の廃止』(巖翠堂書店、一九四一年) 六九頁以下。なお、本稿においては、旧字は適宜新字に改め、「/」で改行を示した。□は筆者による注記である。

(2) 佐野茂樹「日本の法律の新使命」同前六五頁以下。

(3) 第三輯と同日に発行された第一輯には、同年一月九日に開催された紀元二千六百年記念講演会における京都帝國大学教授牧健二の講演「日本固有法の体系」と共に、上記第一回講演会における同会会長塩野季彦の講演「新日本法の建設について」が収められている(日本法理研究会編『日本固有法の体系』(巖翠堂書店、一九四一年)。なお、この二冊は一月三〇日発行となっているが、「法理研究資料」として瀧川政次郎の既刊を再録した第二輯『日本法律思想の特質』(巖翠堂書店、一九四〇年)は前年十一月三〇日発行であり、同会の刊行物としては最も早い。

(4) 向江璋悦『鬼検事』(法学書院、一九七四年) 一一六頁。

(5) 佐野は一九四五年四月一五日付で大審院検事から千葉地方裁判所検事正に転じ、『官報』昭和二〇年四月一七日)、一二月九日に死去した(『東京朝日新聞』一九四五年一月一〇日付朝刊)。

(6) 「欧米依存から離れ、日本法確立せよ。光輝の年に建設運動」『東京朝日新聞』一九四〇年一月一三日付朝刊。

- (7) 「阿部内閣けふ総辞職」『東京朝日新聞』一九四〇年一月一四日付朝刊。
- (8) 塩野季彦「わが趣味と思ひ出と随筆」塩野季彦回顧録刊行会編『塩野季彦回顧録』（塩野季彦回顧録刊行会、一九五八年）三五〇頁。日本法理研究会に閲しては、白羽祐三『日本法理研究会』の分析（中央大学出版部、一九九八年）、及び、拙稿「日本法理」と「国家科学」——近衛新体制期の法学者・法律家たち『法史学研究会会報』一八号（二〇一五年）を参照されたい。
- (9) 本稿は、大倉精神文化研究所附属図書館が所蔵する同館の「沿革史資料」を用いている。資料の閲覧及び複写の便宜を図っていただいた同図書館に、この場を借りて御礼を申し上げたい。なお、紙幅の都合で、資料については部分的な紹介に留まらざるを得ないため、詳細な検討は別稿にて行いたい。
- (10) 『昭和一七年五月 日本法理研究会事業概要』（日本法理研究会、一九四二年）三頁。
- (11) 宮城長五郎「法道一如」同『法律善と法律悪』（読売新聞社出版部、一九四三年）一三五頁以下。
- (12) 血盟団事件については、長谷川雄一「血盟団事件と五・一五事件」筒井清忠編『昭和史講義（2）』（筑摩書房、二〇一六年）、中島岳志『血盟団事件』（文藝春秋、二〇一六年）等を参照。
- (13) この一幕は、以下のように公判記録においても確認することが出来る。「検事正が斯う云ふことを言いました。井上（昭）君、もう少し早く出て呉れると宜かったが、少し遅かったね、と言ひました、それから私は是は中々確かりして居るなと思ひましたが、どう云ふあれがあるかと思つて試みに、今あなたが遅かったなと仰っしゃったが、私は其の意味が分りませぬ。私は自白しに来たものではありませぬ。私は新聞やなんかの様子を見て、私が出て之を弁明しなければ警視庁で分らぬだらう、或ひは分らぬで出鱈目をやって居るのだらうから、其の説明に來ましたと云ふやうなことを言つた、遅かつたと云ふ意味が分りませぬと先づ力強く言つたのです、さうするとそれに対して検事正は、法国一如と云ふことがあつたねとか、まあさう云ふ意味のことを言つたのです。之に私は參つた、是は駄目だ、此の人を騙す訳には行かぬ、是は日蓮主義者でなくとも、兎に角それを知つて居る、法国一如と云ふことは日蓮宗の方で盛んに云ひます、此の人を騙しては濟まぬと思ひまして、それで諦めてしまつた」（『血盟団事件公判速記録上』（血盟団事件公判速記録刊行会、一九六七年）四〇〇頁以下（一九三四年四月一七日））。
- (14) 木内曾益「序文」小沼正『一殺多生——血盟団事件・暗殺者の手記』（読売新聞社、一九七四年）一頁。

- (15) 宮城長五郎「自序」宮城前掲『法律善と法律悪』五頁。なお、小林杜人「宮城長五郎」法務省保護局更生保護誌編集委員会編『更生保護史の人びと』(更生保護法人日本更生保護協会、一九九九年)二四六頁以下を参照。
- (16) 森田明「大正少年法の施行と「司法保護」の観念——宮城長五郎の場合」同『少年法の歴史的展開』(信山社、二〇〇五年)二〇六頁以下。
- (17) 都筑龜峰編『宮城長五郎小伝』(故宮城元司法大臣建碑実行委員事務所、一九四五年)四九頁以下。
- (18) 「日本共産党関係治安維持法違反事件処分方針ノ件(昭和六年三月二七日秘第二七〇号)検事総長、検事長、検事正宛次官通牒」社会問題資料研究会編『思想事務二関スル訓令通牒集——及び追録/思想事務二関スル訓令通牒集(増訂改版)』(東洋文化社、一九七六年)六二頁以下。
- (19) 伊藤晃「日本共産党労働者派と平田勲」同『転向と天皇制』(勁草書房、一九九五年)四〇頁以下。
- (20) 帝国更新会に關しては、副島望「帝国更新会における思想犯保護」『東京社会福祉史研究』八号(二〇一四年)五六頁以下を参照。
- (21) 奥平康弘「治安維持法における予防拘禁——その成立についての準備的考察」『東京大学社会科学研究所編』『戦時日本の法体制(ファシズム期の国家と社会(4))』(東京大学出版会、一九七九年)二二〇頁以下。
- (22) 長部謹吾「思想犯の保護に就て(司法研究報告書第二二輯一〇)」(司法省調査課、一九三七年)三九一頁以下。
- (23) 「財団法人昭徳会概要」荻野富士夫編『治安維持法関係資料集(3)』(新日本出版社、一九九六年)三〇頁以下。
- (24) 長部前掲『思想犯の保護に就て』三九七頁以下。
- (25) 小川太郎「塩野季彦」小川太郎・中尾文策『刑行改革者たちの履歴書』(矯正協会、一九八三年)二四九頁以下、掛樋松次郎「塩野季彦」日本刑事政策研究会編『日本刑事政策史上の人々』(日本加除出版、一九八九年)二七五頁以下。なお、東京区検事局上席検事であった一九二一(大正一〇)年に、塩野は監獄制度改革と共に少年院設置についての建白書を提出しており、このうち後者が、千葉刑務所の教誨師であった福泉寺住職竹内道拙によるわが国初の少年保護団体である星華学校の設立に繋がっている(山田憲児「少年保護団体に思う——千葉星華学校の歴史」『罪と罰』三五卷三号(一九九八年)六八頁以下)。
- (26) 小幡尚「昭和戦前期における行刑の展開と思想犯処遇問題」『歴史学研究』七一九号(一九九五年)九頁以下。

- ただし、これらの解説を行った書籍の序文において、塩野が「私は茲に行刑が教育であらねばならぬといふ^マ原論に付て多く言ふ必要はない。私が行刑局長たるの立場よりすれば、よし行刑が教育なりや否やについて議論があるとしても之を肯定せねばならぬのである」と述べていることには注意を要する（塩野季彦「序」正木亮・岡五郎・東邦彦『最新行刑令釈義』（巖翠堂書店、一九三四年）一頁）。
- (27) 塩野季彦「司法保護事業の躍進を目指して」『保護時報』二〇巻二二号（一九三六年）一五頁以下。
- (28) 都筑編前掲『宮城長五郎小伝』一〇六頁以下。
- (29) 長部編前掲『思想犯の保護に就て』四〇三頁以下。
- (30) 佐々木政文「転向者の浄土真宗信仰」同『近代日本の思想変動と浄土真宗——教化・連帯・転向』（法蔵館、二〇二三年）三三二頁以下。
- (31) 福家崇洋「『非国民』の憂鬱——思想犯保護問題と転向者の行方」『文明構造論』一〇号（二〇一四年）四頁以下。
- (32) 小幡尚「昭和戦前期における刑務教誨——思想犯処遇問題を中心に」『日本歴史』六一〇号（一九九九年）七〇頁以下。
- (33) 高島通敏「一国社会主義者——佐野学・鍋山貞親」思想の科学研究会編『共同研究 転向（1） 戦前編上』（平凡社、二〇一二年）三二三頁以下、福家崇洋「一国社会主義から民主社会主義へ——佐野学・鍋山貞親の戦時と戦後」『文明構造論』九号（二〇一三年）一頁以下。
- (34) 福家崇洋「転向に生きる苦悩——小林杜人の転向論に焦点をあてて」『大原社会問題研究所雑誌』七四一号（二〇一〇年）四〇頁以下。
- (35) 伊藤晃「転向政策における一九三六〜三七年」同前掲『転向と天皇制』二五二頁以下。
- (36) 長部前掲『思想犯の保護に就て』四二五頁以下。
- (37) 荻野富士夫『戦前文部省の治安機能』（校倉書房、二〇〇七年）一四七頁以下。
- (38) 日本文化協会編『日本文化協会要覧』（一九三八年）二五頁以下。
- (39) 植村和秀『文部省の国体明徴政策』（創元社、二〇二五年）。
- (40) 荻野富士夫『治安維持法の歴史Ⅱ 治安維持法 その成立と「改正」史』（六花出版、二〇二二年）一七〇頁以下。

- 下。
- (41) 「治安維持法〔改正法律案〕」(一九三四年二月一日) 荻野富士夫編『治安維持法関係資料集(2)』(新日本出版社、一九九六年) 三五頁。
- (42) 「治安維持法〔改正法律案〕」(一九三五年三月四日) 同前二二六頁。
- (43) 奥平康弘『治安維持法小史』(岩波書店、二〇〇六年) 一八四頁。
- (44) 荻野前掲『治安維持法の歴史Ⅱ』二四八頁以下。なお、菊田幸一「思想犯保護観察法の歴史的分析(1)」(2)『法律論叢』四四卷五・六号(四五卷一号(一九七二)〜七二年)も参照されたい。
- (45) 荻野前掲『治安維持法の歴史Ⅱ』二五三頁以下。
- (46) 森山武市郎「保護観察の要否決定の標準」荻野富士夫編『治安維持法関係資料集(3)』(新日本出版社、一九九六年) 六九頁以下。
- (47) 奥平前掲「治安維持法における予防拘禁」一六八頁以下。
- (48) 「治安維持法違反受刑者ニ関スル調査方ノ件(昭和八年二月行甲第一七三二号行刑局長通牒)」社会問題資料研究会編前掲『思想事務ニ関スル訓令通牒集』一七七頁以下。なお、奥平前掲『治安維持法小史』一七二頁以下も参照されたい。
- (49) 前掲「治安維持法違反受刑者ニ関スル調査方ノ件」一七九頁。
- (50) 奥平前掲『治安維持法小史』一七七頁。
- (51) 「思想犯保護観察制度の実施」荻野編前掲『治安維持法関係資料集(3)』六六頁。
- (52) 森山武市郎『思想犯保護観察法解説』(松華堂、一九三七年) 六四頁以下。
- (53) さしあたり拙稿「皇道」と「邪教」のあいだに——第一次・第二次大本教事件と「国体」の語り『法と文化の制度史』四号(二〇二三年) 五七頁以下を参照されたい。
- (54) 長部前掲『思想犯の保護に就て』二八七頁以下。
- (55) 森山武市郎「思想犯保護観察法に就いて」『思想犯保護観察法大意』(輔成会、一九三六年) 四頁。
- (56) 森山武市郎『思想犯保護観察法解説』(松華堂、一九三七年) 六六頁以下。

- (57) 林尚之「昭和初期の思想司法の展開と帰結——思想犯保護観察法、司法保護事業法の思想的基盤から」『人文科学の正午』三号（二〇一二年）九一頁以下。
- (58) 佐々木政文「司法省の転向誘発政策と知的情報統制」同前掲『近代日本の思想変動と浄土真宗』二八四頁以下。
- (59) 「法律時報 思想犯人に対する教化対策」『法律時報』四卷一号（一九三六年）七九頁。
- (60) 池田克「思想犯人教化問題の考察（3）」『警察研究』三卷三号（一九三二年）二七頁。なお、宿谷晃弘「思想検事の刑罰思想に関する一考察——池田克の大日本帝国期の議論を中心に」高橋則夫他編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 下』（成文堂、二〇一四年）三三九頁以下を参照。
- (61) 奥平前掲「治安維持法における予防拘禁」二一三頁以下。
- (62) 小幡前掲「昭和戦前期における行刑の展開と思想犯処遇問題」一〇頁以下。
- (63) 正木亮「思想犯保護観察法生る」『刑政』四九卷七号（一九三六年）二頁以下。
- (64) 小野清一郎「行刑法改正の基本問題」同「刑の執行猶予と有罪判決の宣告猶予及びその他」（有斐閣、一九三二年）二七一頁。この時期の小野の刑法学に関しては、吉永圭「小野清一郎における法思想と仏教思想」『大東法学』二九卷一号（二〇一九年）、及び、拙稿「日本法理」における固有と普遍——小野清一郎の言説を中心として」岩谷十郎編『再帰する法文化』（国際書院、二〇一六年）を参照。
- (65) 小野清一郎「思想犯と宗教」同『法学評論 下』（弘文堂、一九三九年）三八八頁以下。
- (66) 同前四〇〇頁。
- (67) 荻野前掲「治安維持法の歴史Ⅱ」二六八頁以下。
- (68) 『官報』一九三七年三月三〇日、四月六日。なお、「塩野閣四天王」の一人である佐藤祥樹は、彼らがこの時一斉に地方に異動となったことを、二・二六事件に際して光行次郎検事総長弾劾運動に関与したことにつき、同年二月から司法大臣となった「塩野さんの『介錯』」によって流された」と回顧している（『あの人この人訪問記（89） 佐藤祥樹さん』『法曹』一九六号（一九六七年）一九頁以下）。
- (69) 『官報』一九三七年四月七日。なお、横浜保護観察所は他の地区と同様に一九三六（昭和一一）年一月二〇日に設立されている。

- (70) 「第三回保護観察所長会同議事録(一九三八年五月一九～二二日)」荻野編前掲『治安維持法関係資料集(3)』二五九頁以下。この時佐野が例示しているのは、平沼騏一郎『祭祀と事業』(修養団、一九三八年)における視破の実践である。
- (71) 司法保護研究所編『司法保護事業年鑑 昭和一三・一四年度』(司法保護協会、一九四二年)四四九頁以下。
- (72) 福家前掲「非国民」の憂鬱」一七頁以下。
- (73) 湘風会については、後述の機関誌『湘風』が部分的にしか確認できなかったこともあり、その活動の全容の解明については別稿に譲りたい。
- (74) 司法省保護局編『司法保護団体名鑑』(司法保護研究所、一九四二年)四〇頁。
- (75) 「札幌控訴院検事長 瀧川行刑局長転出」『法曹公論』四二巻七号(一九三八年)七九頁。
- (76) 西村卯「貿易新報社と湘風会(稿本『三宅磐先生追想録』所収)」『横浜開港資料館紀要』八号(一九九〇年)九二頁以下。
- (77) 斉藤秀夫「雑誌『湘風』のこと」『川崎市史研究』二二号(一九九一年)五三頁以下。
- (78) 林房雄の転向については、さしあたり鶴見俊輔「後期新人会員 林房雄・大宅壮一」思想の科学研究会編前掲『共同研究 転向(1) 戦前編上』二二〇頁以下を参照。
- (79) 森山武市郎「序」林房雄「転向に就いて」(湘風会、一九四一年)一頁以下。
- (80) 司法保護研究所編前掲『司法事業年鑑 昭和一三年・昭和一四年』五二〇頁以下。
- (81) 西村卯「発刊之辞」藤谷玄雄編『精神立国高僧法話』(春秋社、一九三九年)三頁以下。
- (82) 佐野茂樹「跋」同前二七五頁。
- (83) この点は、戦時期における仏教と法思想の関係についての重要な論点であるが、本稿においては立ち入ることが出来ない。さしあたり、新野和暢「皇道仏教と大陸布教——十五年戦争期の宗教と国家」(社会評論社、二〇一五年)、石井公成監修／近藤俊太郎・名和田達宜編『近代の仏教思想と日本主義』(法蔵館、二〇二〇年)等を参照。
- (84) 林徹「日本法理研究会の思い出」塩野季彦回顧録刊行会編前掲『塩野季彦回顧録』六五四頁以下。
- (85) 小田中聰樹『刑事訴訟法の史的構造』(斐閣、一九八六年)一〇五頁以下。

- (86) 小泉英一『法窓閑語』（高文堂、一九七六年）一八二頁以下。同年七月六日付で、佐野は保護観察所輔導官のま
ま司法研究所指導官兼務、林は司法事務官から司法研究所事務官に転じている（『官報』昭和一四年七月七日。なお
佐野は、八月九日付で横浜保護観察所長を免じられている（『官報』同年八月一〇日付）。
- (87) なお、同時期に公表された『司法研究』には、司法研究所における司法官養成のための材料をドイツの実務に求
めたものが多く含まれている（佐藤団「国民社会主義政権期のドイツ法への関心——『司法資料』を読む」『法学』
八八巻四号（二〇二五年）八六頁以下）。
- (88) さしあたり、拙稿「戦時下の陪審裁判」小野博司・出口雄一・松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』
（国際書院、二〇一六年）三四九頁以下を参照。
- (89) 宮城長五郎「司法制度確立五十年の日に当り優渥なる御勅語を拜して」『法曹会雑誌』一七巻一一号（一九三九
年）一二頁。
- (90) 都筑編前掲『宮城長五郎小伝』一二二頁。
- (91) 「法理懇談会座談要旨（所長談話掲載）」（大倉精神文化研究所附属図書館所蔵「沿革史資料」08391）。以下の引
用は断らない限りこの資料による。
- (92) なお、後に発言した司法省第一課長吉江知養は「今日の状態に於きましては全くまだ準備の時代でありまして、
従つて、具体的にかういふ会でかくくと申上げるやうな程度ではない」と述べている。
- (93) なお、塩野の名は名簿にはあるが、当日は出席していない。
- (94) 「法理懇談会速記（日本文化協会主催）」（大倉精神文化研究所附属図書館所蔵「沿革史資料」003422-001）。以下
の引用は断らない限りこの資料による。
- (95) 塩野季彦「わが趣味と思ひ出と随筆」塩野季彦回顧録刊行会編前掲『塩野季彦回顧録』三五一頁。
- (96) 「日本法理研究会に就いて（昭和一五、四、二〇）」（大倉精神文化研究所附属図書館所蔵「沿革史資料」003422-
003）。
- (97) 「日本法理研究会要綱（昭和一五、五、二九）」（大倉精神文化研究所附属図書館所蔵「沿革史資料」003422-004）。
- (98) ただし、日付不明の「日本法理研究会の設立に就いて」と題する文章には「万邦無比なる国体を中心として、道

義とか義理人情とか家族制度とか責任観とか言ふ日本民族に固有な点を主眼として日本固有の醇風美俗良習を生かす様な、日本的な法の解釈適用の工夫が肝要であります」との表現が見られる(「日本法理研究会の設立に就いて」(大倉精神文化研究所附属図書館所蔵「沿革史資料」003122-002))。

(99) 塩野前掲「新日本法の建設について」八三頁。

(100) 安平正吉に関しては、さしあたり、拙稿「統制」と「調査」——内地の司法官・「外地」の法学者にとつての「八月十五日」(日本評論社法律編集部編『法学者・法律家たちの八月十五日』(日本評論社、二〇二二年)一九六頁以下を参照)。

(101) 日本法理研究会編『道義と日本法(日本法理叢書第四輯)』(巖翠堂書店、一九四一年)九五頁以下。

(102) 前掲『日本法理研究会事業概要』八頁。

(103) 日本法理研究会編『日本刑事法研究要綱(日本法理叢書特輯二)』(巖翠堂書店、一九四一年)三一頁。

(104) 『官報』一九四〇年九月九日、一〇日。

(105) 法曹会編『司法部職員録(昭和一六年一〇月一五日現在)』(法曹会、一九四一年)三一頁。なお、妹尾晃『涉外私話』(大学書房、一九五〇年)一九三頁以下を参照。

(106) 「保護観察所長会同議事録(一九四一年五月)」荻野前掲『治安維持法関係資料集(3)』四一八頁。

(107) 本稿ではこれ以上立ち入ることが出来ないが、この過程で、思想犯に対する「集団輔導」の中に日本法理的な色彩の強い「行」が入り込んでくることは興味深い(荻野前掲『治安維持法の歴史Ⅱ』二七八頁以下)。

(108) 「予防拘禁制度活用二関スル件依命通牒(昭和十六年九月十六日刑事第一八八五号検事正宛刑事局長通牒)」荻野富士夫編『治安維持法関係資料集(4)』(新日本出版社、一九九六年)二九八頁。

(109) 荻野前掲『治安維持法の歴史Ⅱ』二九〇頁。

(110) 日本法理研究会の活動自体についての検討も別稿に譲らざるを得ないが、本文で言及したものの以外で日本法理叢書に含まれる刑事法(第三部会)の成果は、日本法理研究会編『刑事事件処理に関する実証的研究——東京区裁判所に於ける(日本法理叢書別冊第五)』(日本法理研究会、一九四二年)のみである(日本法理研究会編『日本法学の樹立』(巖翠堂書店、一九四二年)は小野清一郎による講演録であるが、刑事法のみを内容としたものではない)。

- (11) 司法研修所『司法研修所十年史』（一九五七年）四頁。
- (112) 宮城前掲「自序」五頁以下。
- (113) 宮城長五郎「思想犯保護觀察法の実施に際し保護事業の普遍化を望む」『保護時報』二二〇卷一二五号（一九三六年）一二頁以下。
- (114) 同前一四頁。
- (115) 宮城長五郎「日本精神」同前掲『法律善と法律悪』二〇頁以下。
- (116) 宿谷晃弘「法道一如への道——大日本帝国期の檢察権力における法と道德の理論に関する覚書」『東京学芸大学紀要人文社会科学系Ⅱ』六五号（二〇一五年）一二三頁以下。日本法理研究会に参加した小野清一郎や佐藤祥樹がその「学問的」な性格を回顧していることに（塩野前掲「わが趣味と思ひ出と随筆」三五五頁以下）、ここでは改めて注目しておきたい。ただし、仮にそのような性格が認められたとしても、その厳格さは戦局の悪化とともに弛緩していくことになる（前掲拙稿「日本法理」における固有と普遍」一五七頁以下を参照）。
- (117) 「故宮城元司法大臣顕彰碑除幕式」『昭徳』八卷七号（一九四三年）六二頁。この撰文では「法道一如」は検事としての業績にかかっており、司法保護事業ではない。
- (118) 塩野前掲「わが趣味と思ひ出と随筆」三五〇頁。
- (119) 岩谷十郎「日本法の近代化と比較法」『比較法研究』六五号（二〇〇四年）三二二頁以下。